

件 名

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令について

提案理由

埼玉県教育局組織規則の改正等に伴い、埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を別紙のとおり改正したいので、審議願います。

概 要

1 現行訓令の内容

埼玉県教育委員会の権限に属する事務について、教育委員会の会議の議決により決裁しなければならない事項、教育長又は職員の専決することができる事項を定めるもの

2 改正の内容

- (1) 本局の参事及び高校改革統括監の設置に伴う規定の整備
- (2) 教育公務員特例法の改正に伴い、共通の決裁事項・専決事項に「公立学校の校長及び教員の研修等を行うこと。」を新たに規定（別表第1関係）。

- (3) 定年引上げに伴う規定の整備（別表第2関係）
- (4) その他規定の整備

3 施行期日
令和5年4月1日

改正案	現行
<p>埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程</p> <p>第一条～第四条 (略)</p> <p>(副教育長、部長、副部長等の専決事項)</p> <p>第五条 副教育長及び本局の参事の専決することができる事項は、教育長が、自己の専決することができる事項のうち、あらかじめ指定した事項とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 高校改革統括監、副部長及び部の参事の専決することができる事項は、部長が、自己の専決することができる事項のうち、あらかじめ指定した事項とする。</p> <p>(課長の専決事項)</p> <p>第六条 課長(副参事を含む。以下<u>第八条、第十条及び第十二条</u>において同じ。)の専決することができる事項は、教育委員会の権限に属する事務(規則第二条第一項の規定により教育長に委任した事務を除く。)のうち、第三条の規定により教育委員会の会議の議決により決裁しなければならない事項、第四条の規定により教育長の専決することができる事項、前条第二項の規定により部長の専決することができる事項並びに次条の規定により教育事務所及び教育機関(以下「教育事務所等」という。)の長の専決することができる事項以外の事項とする。</p> <p>第七条 (略)</p> <p>(副課長等の専決事項)</p> <p>第八条 副課長(報道幹、学校管理幹、教育指導幹、総務幹、調整幹、主幹、管理主幹、主席指導主事及び主席社会教育主事を含む。以下同じ。)及び教育事務所の副所長(支所長、室長、担当部長、主席管理主事、主席指導主事及び主席社会教育主事を含む。以下同じ。)の専決することができる事項は、課長又は教育事務所長が、自己の専決することができる事項のうち、あらかじめ指定した事項とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>(専決の制限)</p> <p>第十条 教育長は、教育長、副教育長、<u>参事、部長、高校改革統括監、副</u></p>	<p>埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程</p> <p>第一条～第四条 (略)</p> <p>(副教育長、部長、副部長等の専決事項)</p> <p>第五条 副教育長の専決することができる事項は、教育長が、自己の専決することができる事項のうち、あらかじめ指定した事項とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>副部長及び参事</u>の専決することができる事項は、部長が、自己の専決することができる事項のうち、あらかじめ指定した事項とする。</p> <p>(課長の専決事項)</p> <p>第六条 課長(副参事を含む。以下同じ。)の専決することができる事項は、教育委員会の権限に属する事務(規則第二条第一項の規定により教育長に委任した事務を除く。)のうち、第三条の規定により教育委員会の会議の議決により決裁しなければならない事項、第四条の規定により教育長の専決することができる事項、前条第二項の規定により部長の専決することができる事項並びに次条の規定により教育事務所及び教育機関(以下「教育事務所等」という。)の長の専決することができる事項以外の事項とする。</p> <p>第七条 (略)</p> <p>(副課長等の専決事項)</p> <p>第八条 副課長(報道幹、学校管理幹、<u>学校評価幹、地域教育幹</u>、教育指導幹、総務幹、調整幹、主幹、管理主幹、主席指導主事及び主席社会教育主事を含む。以下同じ。)及び教育事務所の副所長(支所長、室長、担当部長、主席管理主事、主席指導主事及び主席社会教育主事を含む。以下同じ。)の専決することができる事項は、課長又は教育事務所長が、自己の専決することができる事項のうち、あらかじめ指定した事項とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>(専決の制限)</p> <p>第十条 教育長は、教育長、副教育長、<u>部長、副部長、参事、課長、教育</u></p>

部長、課長、教育事務所等の長、副課長又は教育事務所の副所長（以下「教育長等」という。）の専決することができる事項であつても、次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会の会議に付議しなければならない。

一～三（略）

- 2 副教育長、参事、部長、高校改革統括監、副部長、課長、教育事務所長、副課長又は教育事務所の副所長（以下「副教育長等」という。）は、自己の専決することができる事項であつても、事案について特に上司が了知しておく必要があると認められるときは、上司の決裁を受けなければならない。この場合において、副教育長等は、あらかじめ当該事案について速やかに上司に報告しなければならない。

第十一条（略）

（代決）

第十二条 教育長の専決することができる事項に係る事案について、教育長が不在のときは、次の各号に掲げる者が、当該各号に掲げる順序に従い、これを代決することができる。

一・二（略）

三 主務部の副部長（部の参事の職務として指定された事項に係る事案については、部の参事）

四（略）

- 2 部長の専決することができる事項に係る事案について、部長が不在のときは、次の各号に掲げる者が、次の各号に掲げる順序に従い、これを代決することができる。

一 副部長（部の参事の職務として指定された事項に係る事案については、部の参事）

二（略）

3（略）

- 4 副教育長、参事、高校改革統括監、副部長、副課長及び教育事務所の副所長の専決することができる事項に係る事案について、これらの者が不在のときは、これらの者の上司がこれを代決するものとする。

第十三条～第十六条（略）

事務所等の長、副課長又は教育事務所の副所長（以下「教育長等」という。）の専決することができる事項であつても、次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会の会議に付議しなければならない。

一～三（略）

- 2 副教育長、部長、副部長、参事、課長、教育事務所長、副課長又は教育事務所の副所長（以下「副教育長等」という。）は、自己の専決することができる事項であつても、事案について特に上司が了知しておく必要があると認められるときは、上司の決裁を受けなければならない。この場合において、副教育長等は、あらかじめ当該事案について速やかに上司に報告しなければならない。

第十一条（略）

（代決）

第十二条 教育長の専決することができる事項に係る事案について、教育長が不在のときは、次の各号に掲げる者が、当該各号に掲げる順序に従い、これを代決することができる。

一・二（略）

三 主務部の副部長（参事の職務として指定された事項に係る事案については、参事）

四（略）

- 2 部長の専決することができる事項に係る事案について、部長が不在のときは、次の各号に掲げる者が、次の各号に掲げる順序に従い、これを代決することができる。

一 副部長（参事の職務として指定された事項に係る事案については、参事）

二（略）

3（略）

- 4 副教育長、副部長、参事、副課長及び教育事務所の副所長の専決することができる事項に係る事案について、これらの者が不在のときは、これらの者の上司がこれを代決するものとする。

第十三条～第十六条（略）

別表第一（第三条、第四条、第五条関係）

共通の決裁事項・専決事項

事務の種類	教育委員会決裁事項	教育長専決事項	部長専決事項
一～八 (略)	(略)	(略)	(略)
九 公立学校の校長及び教員の研修等を行うこと。		教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十二條の三第一項の規定に基づき、校長及び教員としての資質に関する指標を定めること。	1 教育公務員特例法第二十二條の四第一項の規定に基づき、教員研修計画を定めること。 2 教育公務員特例法第二十二條の五第一項の規定に基づき、研修等に関する記録を作成すること。
十 (略)	(略)		
十一 (略)	(略)		
十二 (略)	(略)		(略)
十三 (略)		(略)	
十四 (略)	(略)	(略)	(略)

別表第一（第三条、第四条、第五条関係）

共通の決裁事項・専決事項

事務の種類	教育委員会決裁事項	教育長専決事項	部長専決事項
一～八 (略)	(略)	(略)	(略)
(新設)		(新設)	(新設)
九 (略)	(略)		
十 (略)	(略)		
十一 (略)	(略)		(略)
十二 (略)		(略)	
十三 (略)	(略)	(略)	(略)

十五 (略)			(略)
十六 (略)		(略)	(略)
十七 (略)	(略)		(略)
十八 (略)		(略)	
十九 (略)		(略)	

別表第二(第三条、第四条、第五条関係)
個別の決裁事項、専決事項

教育総務部

課名	事務の種類	教育委員会決裁事項	教育長専決事項	部長専決事項
総務課	一 (略)		(略)	(略)
	二 教育委員	1 (略) 2 副教育長、 <u>参事、部長、高校改革統括</u>	1~11 (略) 12 副教育長、 <u>本局の参事及び部</u>	1~7 (略) 8 <u>高校改革統括監、副部長、部の参事、部付、課長、副参事、</u>

十四 (略)			(略)
十五 (略)		(略)	(略)
十六 (略)	(略)		(略)
十七 (略)		(略)	
十八 (略)		(略)	

別表第二(第三条、第四条、第五条関係)
個別の決裁事項、専決事項

教育総務部

課名	事務の種類	教育委員会決裁事項	教育長専決事項	部長専決事項
総務課	一 (略)		(略)	(略)
	二 教育委員	1 (略) 2 副教育長、 <u>部長、副部長、参事、部付、</u>	1~11 (略) 12 副教育長及び部長の休業、休業	1~7 (略) 8 <u>副部長、参事、部付、課長、教育事務所長及び県立教育</u>

<p>会の事務局及び県立教育機関（県立学校を除く。以下この項において同じ。</p>	<p>監、副部長、部付、課長、教育事務所長及び県立教育機関の長（以下この項において「副教育長等職員」という。）の採用（任期を定めた採用及び任期の更新を含む。）、転任、派遣（派遣期間の延長、派遣後の職務復帰及び退職派遣者の採用を含み、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年埼玉県条例第一号。以下「外国等</p>	<p>長の休業、休業の期間の延長若しくは部分休業を承認し、又はそれらの承認を取り消すこと。 13 副教育長、本局の参事及び部長の育児短時間勤務若しくは育児短時間勤務の期間の延長を承認し、又はそれらの承認を取り消すこと。 14 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十七条の規定に基づき、副教育</p>	<p>教育事務所長及び県立教育機関の長（次の9及び10において「課長等」という。）の休業、休業の期間の延長若しくは部分休業を承認し、又はそれらの承認を取り消すこと。 9～11（略）</p>	<p>会の事務局及び県立教育機関（県立学校を除く。以下この項において同じ。</p>	<p>課長、教育事務所長及び県立教育機関の長（以下この項において「副教育長等職員」という。）の採用（任期を定めた採用及び任期の更新を含む。）、転任、派遣（派遣期間の延長、派遣後の職務復帰及び退職派遣者の採用を含み、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年埼玉県条例第一号。以下「外国等派遣条例」という。）</p>	<p>の期間の延長若しくは部分休業を承認し、又はそれらの承認を取り消すこと。 13 副教育長及び部長の育児短時間勤務若しくは育児短時間勤務の期間の延長を承認し、又はそれらの承認を取り消すこと。 14 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十七条の規定に基づき、副教育長及び部長の育児短時間勤務の承認が失効し</p>	<p>機関の長（次の9及び10において「課長等」という。）の休業、休業の期間の延長若しくは部分休業を承認し、又はそれらの承認を取り消すこと。 9～11（略）</p>
---	---	---	---	---	--	--	---

)の職員(以下この項において「職員」という。)の任免その他の人事を行	派遣条例」という。)に基づくものを除く。)、辞職等(以下この項において「任免等」という。)を決定すること。 3～8 (略)	長、本局の参事及び部長の育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務を行わせること。)の職員(以下この項において「職員」という。)の任免その他の人事を行	に基づくものを除く。)、辞職等(以下この項において「任免等」という。)を決定すること。 3～8 (略)	た場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務を行わせること。		
--	------------------------------------	---	---	--	--	------------------------------------	---	-----------------------------------	--	--

	うこと。			
	三・四(略)		(略)	(略)
(略)	(略)			(略)

県立学校部

課名	事務の種類	教育委員会決裁事項	教育長専決事項	部長専決事項
県立学校人事課	一 県立学校職員、市町村立学校	1～8 (略)	1～8 (略) 9 <u>職員の定年等に関する条例(昭和五十九年埼玉県条例第四号。以下「定年制条例」という。)</u> 第九条第四項の規定に基づき、異動期	1・2 (略) 3 <u>定年制条例</u> 第九条第四項の規定に基づき、 <u>異動期間が延長された管理監督職を占める副校長及び教頭について、当該異動期間を更に延長することについて、人事委員会の承認を得ること。</u>

	うこと。			
	三・四(略)		(略)	(略)
(略)	(略)			(略)

県立学校部

課名	事務の種類	教育委員会決裁事項	教育長専決事項	部長専決事項
県立学校人事課	一 県立学校職員、市町村立学校	1～8 (略)	1～8 (略) <u>(新設)</u>	1・2 (略) <u>(新設)</u>

職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号。以下「負担法」という。	<p>間が延長された管理監督職を占める校長について、当該異動期間を更に延長することについて、人事委員会の承認を得ること。</p> <p>10 <u>定年制条例第十条の規定に基づき、定年制条例第九条第三項若しくは第四項の規定により異動期間を延長する場合又は同条第三項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合に、それぞれ当該校長の同意を得ること。</u></p> <p>11 （略）</p>	<p>4 <u>定年制条例第十条の規定に基づき、定年制条例第九条第三項若しくは第四項の規定により異動期間を延長する場合又は同条第三項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合に、それぞれ当該副校長及び当該教頭の同意を得ること。</u></p> <p>5 ~ 13 （略）</p>	職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号。以下「負担法」という。	(新設)	9 (略)	(新設)	3 ~ 11 (略)
------------------------------------	---	--	------------------------------------	------	-------	------	------------

) 第一条に規定する職員のうち特別支援学校の職員及び負担法第二条に規定) 第一条に規定する職員のうち特別支援学校の職員及び負担法第二条に規定				
-------------------------------------	--	--	--	--	--	-------------------------------------	--	--	--	--

<p>する職員（以下この項において「職員」という。）の任免その他の人事を行</p>					<p>する職員（以下この項において「職員」という。）の任免その他の人事を行</p>				
---	--	--	--	--	---	--	--	--	--

	う こ と 。		<p>12 教育公務員特例法第二十五条第一項の規定に基づき、職員（教諭、助教諭及び常勤の講師に限る。）に対して、児童等に対する指導が不適切であると認定すること。</p>	
	二 ・ 三 （ 略 ）		13 （略） （略）	（略）
	（ 略 ）	（ 略 ）	（略）	

	う こ と 。		<p>10 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十五条第一項の規定に基づき、職員（教諭、助教諭及び常勤の講師に限る。）に対して、児童等に対する指導が不適切であると認定すること。</p>	
	二 ・ 三 （ 略 ）		11 （略） （略）	（略）
	（ 略 ）	（ 略 ）	（略）	

市町村支援部

課名	事務の種類	教育委員会決裁事項	教育長専決事項	部長専決事項
小中学校人事課	一 負担法第一条に規定する職員（特別支援学校職員を除く。以	1～9 (略)	1～7 (略)	1・2 (略)
			8 <u>定年制条例第九条第四項の規定に基づき、異動期間が延長された管理監督職を占める校長について、当該異動期間を更に延長することについて、人事委員会の承認を得ること。</u>	3 <u>定年制条例第九条第四項の規定に基づき、異動期間が延長された管理監督職を占める副校長及び教頭について、当該異動期間を更に延長することについて、人事委員会の承認を得ること。</u>
			9 <u>定年制条例第十条の規定に基づき、定年制条例第九条第三項若しくは第四項の規定により異動期間</u>	4 <u>定年制条例第十条の規定に基づき、定年制条例第九条第三項若しくは第四項の規定により異動期間を延長する場合又は同条第三項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合に、それぞれ当該副校長及び当該教頭</u>

市町村支援部

課名	事務の種類	教育委員会決裁事項	教育長専決事項	部長専決事項
小中学校人事課	一 負担法第一条に規定する職員（特別支援学校職員を除く。以	1～9 (略)	1～7 (略)	1・2 (略)
			<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
			<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

	下この項において同じ。) の任免その他の人事を行うこと。		<u>を延長する場合又は同条第三項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合に、それぞれ当該校長の同意を得ること。</u>	<u>の同意を得ること。</u>
			<u>10～12</u> (略)	<u>5～12</u> (略)
		二～四(略)	(略)	(略)
(((略)	(略)	(略)

	下この項において同じ。) の任免その他の人事を行うこと。			<u>3～10</u> (略)
			<u>8～10</u> (略)	
		二～四(略)	(略)	(略)
(((略)	(略)	(略)

略)	略)			
	一・二(略)	(略)	(略)	(略)
文化資源課	三	博物館の登録等を行うこと。	1・2(略)	<p>1 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号。以下この項において「法」という。)第十三条第一項の規定に基づき、博物館の登録を決定し、<u>法第十四条第二項の規定に基づき</u>、申請者に通知すること。</p> <p>2 <u>法第十九条の規定に基づき</u>、博物館の登録を取り消し、当該博物館の設置者に通知すること。</p> <p>3 <u>法第三十一条第一項の規定に基づき</u>、博物館に相当する施設を指定するこ</p>

略)	略)			
	一・二(略)	(略)	(略)	(略)
文化資源課	三	博物館の登録等を行うこと。	1・2(略)	<p>1 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号。以下この項において「法」という。)第十二条の規定に基づき、博物館の登録を決定し、申請者に通知すること。</p> <p>2 <u>法第十四条の規定に基づき</u>、博物館の登録を取り消し、当該博物館の設置者に通知すること。</p> <p>3 <u>博物館法施行規則(昭和三十年文部省令第二十四号。以下この項において</u></p>

			と。
			4 法第三十一条第二項の規定に基づき、博物館に相当する施設の指定を取り消すこと。
四 (略)		1・2 (略)	

別表第三（第七条関係）
共通の専決事項

事務の種類	専決事項
一 (略)	(略)
二 教育事務所等が保有する個人情報の開示等を行	<p>1 <u>個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下この項において「法」という。）第六十八条第二項の規定に基づき、通知すること。</u></p> <p>2 <u>法第七十条の規定に基づき、措置要求をすること。</u></p> <p>3 <u>法第七十二条の規定に基づき、措置要求をすること。</u></p>

			「 <u>施行規則</u> 」という。）第十九条の規定に基づき、博物館に相当する施設を指定すること。
			4 <u>施行規則第二十四条の規定に基づき、博物館に相当する施設の指定を取り消すこと。</u>
四 (略)		1・2 (略)	

別表第三（第七条関係）
共通の専決事項

事務の種類	専決事項
一 (略)	(略)
二 教育事務所等が保有する個人情報の開示等を行	<p>1 <u>埼玉県個人情報保護条例（平成十六年埼玉県条例第六十五号。以下この項において「条例」という。）第十二条第一項の規定に基づき、措置要求をすること。</u></p> <p>2 <u>条例第十三条第一項又は第三項の規定に基づき、個人情報ファイルの保有等に関する事前通知をすること。</u></p> <p>3 <u>条例第十五条第一項の規定に基づく開示請求を受理すること。</u></p>

うこと。

- 4 法第七十六条第一項の規定に基づく開示請求を受理すること。
- 5 法第七十七条第三項の規定に基づき、開示請求書の補正を求めること。
- 6 法第八十二条第一項の規定に基づき、保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をし、及び通知すること。
- 7 法第八十二条第二項の規定に基づき、保有個人情報の全部を開示しない旨の決定をし、及び通知すること。
- 8 法第八十五条第一項の規定に基づき、事案を移送し、及び開示請求者に通知し、又は事案の移送を受けること。
- 9 法第八十六条第一項又は第二項の規定に基づき、通知し、及び意見書を受理すること。
- 10 法第八十六条第三項（法第七十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、通知すること。
- 11 法第八十七条第一項の規定に基づき、保有個人情報を開示すること。
- 12 法第八十七条第三項の規定に基づく申出を受理すること。
- 13 法第九十条第一項の規定に基づく訂正請求を受理すること。
- 14 法第九十一条第三項の規定に基づき、訂正請求書の補正を求めること。
- 15 法第九十三条第一項の規定に基づき、訂正をする旨の決定をし、及び通知すること。
- 16 法第九十三条第二項の規定に基づき、訂正をし

うこと。

- 4 条例第十六条第三項の規定に基づき、開示請求書の補正を求めること。
- 5 条例第二十一条第一項の規定に基づき、保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をし、及び通知すること。
- 6 条例第二十一条第二項の規定に基づき、保有個人情報の全部を開示しない旨の決定をし、及び通知すること。
- 7 条例第二十二条第二項の規定に基づき、期間を延長し、及び通知すること。
- 8 条例第二十二条第三項の規定に基づき、通知すること。
- 9 条例第二十三条第一項の規定に基づき、事案を移送し、及び開示請求者に通知し、又は事案の移送を受けること。
- 10 条例第二十四条第一項又は第二項の規定に基づき、通知し、及び意見書を受理すること。
- 11 条例第二十四条第三項の規定に基づき、通知すること。
- 12 条例第二十五条第一項又は第二項の規定に基づき、保有個人情報を開示すること。
- 13 条例第二十五条第三項の規定に基づく申出を受理すること。
- 14 条例第二十六条第一項の規定に基づく開示請求を受理し、及び同条第三項の規定に基づき、開示すること。
- 15 条例第二十九条第一項の規定に基づく訂正請求を受理すること。
- 16 条例第三十条第三項の規定に基づき、訂正請求

- ない旨の決定をし、及び通知すること。
- 17 法第九十四条第二項の規定に基づき、期間を延長し、及び通知すること。
- 18 法第九十五条の規定に基づき、通知すること。
- 19 法第九十六条第一項の規定に基づき、事案を移送し、及び訂正請求者に通知し、又は事案の移送を受けること。
- 20 法第九十七条の規定に基づき、通知すること。
- 21 法第九十八条第一項の規定に基づく利用停止請求を受理すること。
- 22 法第九十九条第三項の規定に基づき、利用停止請求書の補正を求めること。
- 23 法第一百一条第一項の規定に基づき、利用停止をする旨の決定をし、及び通知すること。
- 24 法第一百一条第二項の規定に基づき、利用停止をしない旨の決定をし、及び通知すること。
- 25 法第一百二条第二項の規定に基づき、期間を延長し、及び通知すること。
- 26 法第一百三条の規定に基づき、通知すること。
- 27 法第一百五条第二項の規定に基づき、諮問をした旨を通知すること。
- 28 法第一百九条第一項の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報を作成すること。
- 29 法第一百十二条第一項の規定に基づく提案を受けること。
- 30 法第一百四十一条第一項の規定に基づき、審査すること。
- 31 法第一百四十一条第二項の規定に基づき、通知すること。

- 書の補正を求めること。
- 17 条例第三十二条第一項の規定に基づき、訂正をする旨の決定をし、及び通知すること。
- 18 条例第三十二条第二項の規定に基づき、訂正をしない旨の決定をし、及び通知すること。
- 19 条例第三十三条第二項の規定に基づき、期間を延長し、及び通知すること。
- 20 条例第三十三条第三項の規定に基づき、通知すること。
- 21 条例第三十四条第一項の規定に基づき、事案を移送し、及び訂正請求者に通知し、又は事案の移送を受けること。
- 22 条例第三十五条の規定に基づき、通知すること。
- 23 条例第三十六条第一項の規定に基づく利用停止請求を受理すること。
- 24 条例第三十七条第三項の規定に基づき、利用停止請求書の補正を求めること。
- 25 条例第三十九条第一項の規定に基づき、利用停止をする旨の決定をし、及び通知すること。
- 26 条例第三十九条第二項の規定に基づき、利用停止をしない旨の決定をし、及び通知すること。
- 27 条例第四十条第二項の規定に基づき、期間を延長し、及び通知すること。
- 28 条例第四十条第三項の規定に基づき、通知すること。
- 29 条例第四十二条第三項の規定に基づき、諮問をした旨を通知すること。
- 30 条例第六十一条の規定に基づき、開示請求等を行う者に対する情報の提供等の措置を講ずること。

- 32 法第百十四条第三項の規定に基づき、通知すること。
- 33 法第百十五条の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結すること。
- 34 法第百十八条第一項の規定に基づく提案を受け
ること。
- 35 法第百十八条第二項の規定に基づき、審査等
すること。
- 36 法第百二十七条の規定に基づき、開示請求等を
しようとする者に対する情報の提供等の措置を講
ずること。
- 37 法第百二十八条の規定に基づき、苦情処理を
すること。
- 38 個人情報保護に関する法律施行条例（令和四
年埼玉県条例第五十号。以下この項において「条
例」という。）第五条第一項又は第三項の規定に
基づき、個人情報ファイルの保有等に関する事前
通知をすること。
- 39 条例第七条第二項の規定に基づき、期間を延長
し、及び通知すること。
- 40 条例第八条の規定に基づき、通知すること。

別表第四（略）

別表第四（略）

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程（昭和六十一年埼玉県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「副教育長」の下に「及び本局の参事」を加え、同条第三項中「副部長及び参事」を「高校改革統括監、副部長及び部の参事」に改める。

第六条中「。以下」の下に「第八条、第十条及び第十二条において」を加える。

第八条第一項中「、学校評価幹、地域教育幹」を削る。

第十条中「部長、副部长、参事」を「参事、部長、高校改革統括監、副部长」に改める。

第十二条第一項第三号及び第二項第一号中「参事」を「部の参事」に改め、同条第四項中「副部长、参事」を「参事、高校改革統括監、副部长」に改める。

別表第一中第十八号を第十九号とし、第九号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

<p>九 公立学校の校長及び教員の研修等を行うこと。</p>		<p>教育公務員特 例法（昭和二十四年法律第一号）第二十二条の三第一項の規定に基づき、校長及び教員としての資質に関する指標を定めること。</p>	<p>1 教育公務員特 例法第二十二条の四第一項の規定に基づき、教員研修計画を定めること。 2 教育公務員特 例法第二十二条の五第一項の規定に基づき、研修等に関する記録を作成すること。</p>
--------------------------------	--	--	--

別表第二教育総務部の表総務課の項第二号教育委員会決裁事項の欄2中「部長、副部长、参事」を「参事、部長、高校改革統括監、副部长」に改め、同号教育長専決事項の欄12から14までの規定中「副教育長」の下に「、本局の参事」を加え、同号部長専決事項の欄8中「副部长、参事、部付、課長」を「高校改革統括監、副部长、部の参事、部付、課長、副参事」に改める。

別表第二県立学校部の表県立学校人事課の項第一号教育長専決事項の欄中11を

13とし、同欄10中「(昭和二十四年法律第一号)」を削り、同欄中10を12とし、9を11とし、8の次に次のように加える。

9 職員の定年等に関する条例(昭和五十九年埼玉県条例第四号。以下「定年制条例」という。)(第九条第四項の規定に基づき、異動期間が延長された管理監督職を占める校長について、当該異動期間を更に延長することについて、人事委員会の承認を得ること。

10 定年制条例第十条の規定に基づき、定年制条例第九条第三項若しくは第四項の規定により異動期間を延長する場合又は同条第三項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合に、それぞれ当該校長の同意を得ること。

別表第二県立学校部の表県立学校人事課の項第一号部長専決事項の欄中11を13とし、3から10までを5から12までとし、2の次に次のように加える。

3 定年制条例第九条第四項の規定に基づき、異動期間が延長された管理監督職を占める副校長及び教頭について、当該異動期間を更に延長することについて、人事委員会の承認を得ること。

4 定年制条例第十条の規定に基づき、定年制条例第九条第三項若しくは第四項の規定により異動期間を延長する場合又は同条第三項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合に、それぞれ当該副校長及び当該教頭の同意を得ること。

別表第二市町村支援部の表小中学校人事課の項第一号教育長専決事項の欄中10を12とし、9を11とし、8を10とし、7の次に次のように加える。

8 定年制条例第九条第四項の規定に基づき、異動期間が延長された管理監督職を占める校長について、当該異動期間を更に延長することについて、人事委員会の承認を得ること。

9 定年制条例第十条の規定に基づき、定年制条例第九条第三項若しくは第四項の規定により異動期間を延長する場合又は同条第三項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合に、それぞれ当該校長の同意を得ること。

別表第二市町村支援部の表小中学校人事課の項第一号部長専決事項の欄中10を12とし、3から9までを5から11までとし、2の次に次のように加える。

3 定年制条例第九条第四項の規定に基づき、異動期間が延長された管理監督職を占める副校長及び教頭について、当該異動期間を更に延長することについて、人事委員会の承認を得ること。

4 定年制条例第十条の規定に基づき、定年制条例第九条第三項若しくは第四項の規定により異動期間を延長する場合又は同条第三項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合に、それぞれ当該副校長及び当該教頭の同意を得ること。

と。

別表第二市町村支援部の表文化資源課の項第三号部長専決事項の欄1中「第十二条」を「第十三条第一項」に改め、「決定し」の下に「法第十四条第二項の規定に基づき」を加え、同欄2中「第十四条」を「第十九条」に改め、同欄3中「博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号。以下この項において「施行規則」という。）第十九条」を「法第三十一条第一項」に改め、同欄4中「施行規則第二十四条」を「法第三十一条第二項」に改める。

別表第三第二号専決事項の欄を次のように改める。

- 1 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下この項において「法」という。）第六十八条第二項の規定に基づき、通知すること。
- 2 法第七十条の規定に基づき、措置要求をすること。
- 3 法第七十二条の規定に基づき、措置要求をすること。
- 4 法第七十六条第一項の規定に基づく開示請求を受理すること。
- 5 法第七十七条第三項の規定に基づき、開示請求書の補正を求めること。
- 6 法第八十二条第一項の規定に基づき、保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をし、及び通知すること。
- 7 法第八十二条第二項の規定に基づき、保有個人情報の全部を開示しない旨の決定をし、及び通知すること。
- 8 法第八十五条第一項の規定に基づき、事案を移送し、及び開示請求者に通知し、又は事案の移送を受けること。
- 9 法第八十六条第一項又は第二項の規定に基づき、通知し、及び意見書を受理すること。
- 10 法第八十六条第三項（法第一百七十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、通知すること。
- 11 法第八十七条第一項の規定に基づき、保有個人情報を開示すること。
- 12 法第八十七条第三項の規定に基づく申出を受理すること。
- 13 法第九十条第一項の規定に基づく訂正請求を受理すること。
- 14 法第九十一条第三項の規定に基づき、訂正請求書の補正を求めること。
- 15 法第九十三条第一項の規定に基づき、訂正をする旨の決定をし、及び通知すること。
- 16 法第九十三条第二項の規定に基づき、訂正をしない旨の決定をし、及び通知すること。

- 17 法第九十四条第二項の規定に基づき、期間を延長し、及び通知すること。
- 18 法第九十五条の規定に基づき、通知すること。
- 19 法第九十六条第一項の規定に基づき、事案を移送し、及び訂正請求者に通知し、又は事案の移送を受けること。
- 20 法第九十七条の規定に基づき、通知すること。
- 21 法第九十八条第一項の規定に基づく利用停止請求を受理すること。
- 22 法第九十九条第三項の規定に基づき、利用停止請求書の補正を求めると。
- 23 法第一百一条第一項の規定に基づき、利用停止をする旨の決定をし、及び通知すること。
- 24 法第一百一条第二項の規定に基づき、利用停止をしない旨の決定をし、及び通知すること。
- 25 法第一百二条第二項の規定に基づき、期間を延長し、及び通知すること。
- 26 法第一百三条の規定に基づき、通知すること。
- 27 法第一百五条第二項の規定に基づき、諮問をした旨を通知すること。
- 28 法第九十九条第一項の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報を作成するに付。
- 29 法第一百二条第一項の規定に基づく提案を受けること。
- 30 法第一百四十一条の規定に基づき、審査すること。
- 31 法第一百四十二条第二項の規定に基づき、通知すること。
- 32 法第一百四十三条第三項の規定に基づき、通知すること。
- 33 法第一百五十五条の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結すること。
- 34 法第一百八十一条第一項の規定に基づく提案を受けること。
- 35 法第一百八十二条第二項の規定に基づき、審査等すること。
- 36 法第二百二十七条の規定に基づき、開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等の措置を講ずること。
- 37 法第二百二十八条の規定に基づき、苦情処理をすること。
- 38 個人情報保護に関する法律施行条例（令和四年埼玉県条例第五十号。以下この項において「条例」という。）第五条第一項又は第三項の規定に基づき、個人情報ファイルの保有等に関する事前通知をすること。
- 39 条例第七条第二項の規定に基づき、期間を延長し、及び通知すること。
- 40 条例第八条の規定に基づき、通知すること。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。